

学校いじめ防止基本方針の概要

～ 笑顔いっぱい 夢と希望の 柴小っ子 ～

「通いたい 通わせたい 地域に残したい “学校” を目指して」

令和3年1月作成

柴田町立柴田小学校

○ はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

柴田小学校では、家庭・地域・関係機関の連携のもと、児童一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができ、学校の教育活動全体を通じて社会性や自己有用感を高めることができる学校づくりを推進していくために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

※「学校いじめ防止基本方針」は柴田小学校ホームページに掲載しています。

1 前 提

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるもの」と捉える。
- (2) 「行為を受けた児童が心身の苦痛を感じたもの（嫌だと思ったこと）」をいじめとする。

〔いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」〕

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的な「いじめ」の態様】

- 1 冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ,集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり,遊ぶふりをして叩かれたり,蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり,叩かれたり,蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり,盗まれたり,壊されたり,捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと,危険なことをされたり,させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で,誹謗中傷や嫌なことをされる など

(3) 留意点

- ① 「いじめ」問題は学校の内外を問わない。
- ② 本人や周辺状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある

ため、背景にある事情の調査を行い、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

「いじめ」と「ふざけ」との見分け

- 1 反復性・・・相手が嫌がることを反復して行っている。
- 2 同一集団内・・・その行為が、いつも特定の同一集団内で起こっている。
- 3 立場が対等でない・・・行為者に明らかな優位性がある。
- 4 故意である・・・嫌がっていることを分かった上で行っている。
- 5 傍観者がいる・・・1対1ではなく、周りに傍観者がいる。

2 目 標

ふれあいアンケートにおいて「学校が楽しい」とする児童の割合90%以上を目指すとともに、一人一人の思いに寄り添った指導を全職員で行う。

3 いじめの未然防止に向けた取組

- (1) 児童一人一人に自己決定の場を設定し、共感的な人間関係を育み、自己存在感を感じさせる授業づくり、集団づくり、学校づくりを行う。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという認識を児童及び教職員全員で共有する。
- (3) 優しい心を育む授業と道徳教育を充実させ、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- (4) 児童の頑張りを褒め、児童一人一人の声に耳を傾け、分かる喜びを味わわせる授業づくりを行うことで、自己肯定感を育む。
- (5) 児童一人一人に活躍の場を設け、他や集団のために努力し、周囲から認められる機会をつくり出すことで、社会性を育み、自己有用感を高める。
- (6) 児童に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。
- (7) 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

4 「いじめ見のがしゼロ運動」の取組

- (1) 「ふれあいアンケート」を月1回実施し、早期発見に努める。
- (2) 学級担任を中心に全職員で児童を見守り、アンテナを高くして児童の態度や言動等のささいな変化を見取り、情報を共有し組織で対応する。
- (3) 児童会を中心に、あいさつ運動（校内・近隣幼稚園・地区内）やスローガン・ポスターづくりなど児童主体の「いじめ見のがしゼロ運動」や、道徳教材の活用や意見文作りなど学年相応にいじめについて考える取組を進めていく。

5 いじめ対応の流れ

対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
(1) 察知	・「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか」という、教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかむ。	・「いじめ」かどうかより、「嫌な思い」や「苦痛」を感じているかを問題にする。
(2) 発見	・日頃から本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、面談などによりいじめを見付け出す。	・すでに重大化していることも予想しながら、速やかに対応する。
(3) いじめられた児童への聴き取り	・児童が話しやすい教職員が聴き取りに当たる。 ・「嫌な思いはしていないか」「困っていることはないか」、そして「どのようになることを望んでいるのか」を具体的に聞き取る。	・「大丈夫です」「特にありません」という言葉は、基本的に信じない。継続して見守り人を替えて聴き取る。
(4) 相談・報告	・いじめの疑いのある案件は、速やかに「いじめ・不登校対策担当者」に報告する。	・最悪を想定し、すぐに組織的な対応へ移行する。
(5) 認知 ◎対応の スタートライン	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者は「すこやか委員会（生徒指導問題対策委員会）」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準として、<u>いじめの定義に該当するものを認知</u>する。 ・認知した事案を、以下の3つの段階に仕分けする。 <ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ段階事案】心身の苦痛を感じたとしているが、学年組織で対応できる事案 【Ⅱ段階事案】児童や保護者等から訴えがあった、あるいはⅠ段階事案が繰り返されている等、学校として組織的な対応が必要な事案 【Ⅲ段階事案】重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められる事案 	
(6) 対応方針の決定	・学校いじめ防止基本方針により、対応方針をすこやか委員会（生徒指導問題対策委員会）で協議し校長が決定する。	・SC や SSW に助言を求め、多面的な対応を目指す。
(7) 安全確保	・いじめを受けた児童の希望に寄り添い、教室等での安心・安全を確保する。	・座席変更，班編成の変更，見守り等に配慮する。
(8) 町教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ段階事案】月ごとの定例報告 【Ⅱ段階事案】おおむね1週間以内に報告 【Ⅲ段階事案】 <ul style="list-style-type: none"> ①認知した段階で速やかに報告し，対応方針の指示を受ける。 ②調査の経過をその都度報告する。 ③調査終了後，その結果を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪性のあるいじめと認められる場合，被害届の有無にかかわらず警察に連絡を行う。 (生命,身体又は財産に重大な被害) ※いじめ重大事態1号事態が疑われる場合は，町教委が主体となって調査を実施する。
(9) いじめられた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・担任から，いじめられた児童から聴き取った内容を，その保護者に報告する。 ・教頭から，学校としての対応方針を伝え，今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。 	・心配を掛けていることへのお詫びと今後の対応についての理解を求める。

(10) いじめた児童や周囲にいた児童への聴き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・担任以外の教職員から担当者を指定し、寄り添う姿勢を示しながら聴き取る。 ・傍観者等についても事情を聞き取り、背景に関する情報を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聴き取り体制を組む。 ・証言等の証拠（事実）を集めておく。
(11) いじめた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を報告し、指導方針を伝える。 ・いじめた児童がいじめを認めていない場合も、将来に向かって指導することを伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても、「見解の相違」として指導は行う。
(12) いじめた児童への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。 ・必要に応じて、やめない場合の出席停止や警察への通報を含む学校の対応方針を伝える。 ・いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式的な「謝罪の会」は、報復やより陰湿ないじめにつながる恐れがあることから、絶対に行わない。このことについては、いじめを受けた児童や保護者に理解を求める。
(13) 双方の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童双方の保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童の保護者から自発的に謝罪の希望があった場合は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
(14) 防止措置の策定と速やかな実施	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか委員会（生徒指導問題対策委員会）を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止するための教育の推進について、具体策を協議し、全教職員で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。 ・必要に応じて SC や SSW と情報共有し、専門家の視点からの助言をいただく。
(15) 経過観察と記録、計画的な働き掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・最低3か月の経過観察を継続し、いじめられた児童・いじめた児童双方に、意図的な声掛けや月1回の面談等を実施する。 	

※SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）は、定期的に、または必要に応じて学校を訪問し、授業などを観察しながら子どもの様子を観察したり、教員や児童・保護者との教育相談を行ったりします。また、専門機関につないだりする役割も果たしています。

◇ 「いじめ」に当たるかどうかの判断（認知）

- ・いじめを受けた児童の立場に立って、「すこやか委員会（生徒指導問題対策委員会）」が行う。

◇ 「いじめ」対応の基本的姿勢

- ・いじめられている児童には…全教職員が徹底的に守り抜く姿勢で対応する。
- ・いじている児童には…当該児童の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、「いけないものはいけない」とする毅然とした態度で指導する。

- ・すべての児童には…自己有用感や充実感を感じられるように学校生活を送らせる。
- ・家庭との連携
 - ・家庭では…児童とのコミュニケーションを図りながら、児童の生活の変化や不安な様子の有無について把握する。
 - ・学校では…関係機関との連携を図りながら家庭と一体となって問題の解消に努める。
 - 保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について情報交換や協議を行うことや、いじめに対する家庭の気付きと教職員の気付きを共有する。
- ・地域との連携
 - ・すこやか委員会や学校関係者評価委員会、学校運営協議会において、いじめに関する基本方針や実態について情報を共有する。
 - ・いじめに関する基本方針について学校だより等で発信し、通学時の児童の様子について気付いたことを電話等で学校へ知らせてもらうなど、情報交換を密にする。
- ・関係機関との連携
 - ・日頃から、学校と町教育委員会や関係機関（警察や児童相談所、医療機関、法務局等）との連携を図るための情報共有体制を構築しておく。

6 いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：児童、教師、保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	■学校間、学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・すこやか委員会（生徒指導問題対策委員会）設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○家庭訪問・教育相談の実施	職員会議等 始業式等 学級活動 学年懇談会	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ■校内研修「いじめの未然防止」		・進級後の学級生活への適応の様子に留意する。
6月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ○教育相談（児童）の実施 ○話し合い活動「学級の諸問題」	学級活動	・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ○学校評価の実施		・いじめ対策を点検する。
8月	○夏休み明けの児童の変化の把握 ■S Cによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加		・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり		・夏休み後であることから、必要に応じて教育相談を実施する。

10月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ○行事等を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」		・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○教育相談の実施	学級活動	・児童の人間関係の変化に留意する。
12月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ○人権週間（人権意識啓発活動） ・人権教室の実施, 人権に関する作文・ポスター ○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）		・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	○冬休み明けの児童の変化の把握		・児童の変化を確認する。
2月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ■保・幼・小連絡会の開催	学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	○「ふれあいアンケート」の実施と対応 ■記録の整理, 引継資料の作成 ■保・小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

7 いじめ重大事態への対処

「いじめ重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定）には以下のように対応する。

【1号事態】生命、心身又は財産に対する重大な被害の疑い（調査主体は町教育委員会）

・町教育委員会の指示の下、資料の提出など調査へ協力

【具体的なケース】

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【留意点】

※ 「いじめによる重大な被害が生じた」と、児童や保護者から申立があった時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。）

【2号事態】相当の期間（年間30日）、学校を欠席する事を余儀なくされている疑い

（調査主体は主に学校）

- ① 調査組織を設置（専門家等の第三者の参加）
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を踏まえた適切な措置
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告（町教委を通して7日以内に町長に報告）

8 いじめ対策の評価と公表

- (1) 全教職員が参加して、定期的（7月及び12月）に対策の効果等を検証し、基本方針の点検と見直しを行う。
 - ① 目標の達成状況
 - ② いじめ防止等に向けた取組の効果
 - ③ いじめの認知件数及びいじめ対応の状況
- (2) 学校いじめ防止基本方針及び学校の取組状況については、ホームページや学校だより等を通して保護者に知らせる。
- (3) 学校の取組については、学校関係者評価委員会や学校運営協議会等においてご意見をいただく。

9 学校の組織と専門スタッフ・関係機関等との連携

- (1) 学校組織
 - ① 名称 すこやか委員会（生徒指導問題対策委員会）
 - ② メンバー 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, 当該学級担任, 保健主事, 養護教諭, 民生児童委員, P T A役員（会長, 副会長）, 子ども会育成会長
※校内においては, 校長, 教頭～養護教諭までと当該学級担任
- (2) 学校の組織的な取組に加え, 必要に応じて関係機関と連携し, 多面的な対応ができるよう取組を進める。

教 頭	・ 関係機関等との連絡調整 ・ S CやS S W等専門家との連絡・調整 等
生徒指導主任 (いじめ・不登校対策担当)	・ 校内のいじめ情報の集約と仮認知及び校長への報告 ・ 「いじめ問題対策委員会」の企画・運営 等 ・ 校内の生活指導, 教職員研修の企画・運営 ・ いじめ未然防止のための取組の企画・運営 等

- (3) 組織の役割
 - ① 未然防止
 - ・ 「いじめ」が起きにくい・「いじめ」を許さない環境づくりを行う。
 - ② 早期発見・対処
 - ・ 「いじめ」の相談・通報を受け付ける
 - ・ 「いじめ」の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録, 共有を行う。
 - ・ 情報の迅速な共有, 及び関係児童に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握と「いじめ」であるか否かの判断を行う。
 - ・ 「いじめ」の被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む）

○ おわりに

柴田小学校は、この「学校いじめ防止基本方針」の趣旨と内容を全教職員が共通理解し、いじめによって悲しい思いをする児童を生まないように、教職員一人一人がいじめ問題を「我が事」として捉え、児童一人一人にとって心の居場所があり、かかわり合いの中で互いに認め合い、高め合う学習の場をつくってまいります。児童にとって、明日もまた『すてきな先生・ゆかいな仲間・優しい上級生のいる“楽しい柴田小学校”』に行きたいと思う、魅力ある学校づくりを推進していくため、「チーム柴小」の一員として、保護者の皆様、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〈資料1〉 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝, なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って, 朝食を食べようとしらない。		
	登校時間が近づくと, 体調不良を訴える。		
登下校	友達の荷物を所持されている。		
	一人で登校(下校)するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み, なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
友人関係	学用品や自転車, 持ち物が壊れていたり, 落書きがあったりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいねいである。		
	友達の話をしなくなったり, いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻りに電話やメールがあり, それを気にする。		
	遊んでいるとき, 友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
家庭の様子	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり, 兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり, 無断で持ち出ししたりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
食欲がなくなってきた。			
なかなか寝付けない。			

〈資料2〉 いじめに関する主な相談機関

相談機関名	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
いじめ110番(県警本部少年課)	022-221-7867
子どもの人権110番(仙台法務局人権擁護部)	0120-007-110
宮城県中央児童相談所	022-784-3583
宮城県大河原教育事務所	0224-53-3111(内570)
柴田小学校(緊急電話・教頭対応)	080-8220-7094